

## 岡山市女性が輝く男女共同参画推進事業所認証取扱要綱

(平成27年3月31日 女性が輝くまちづくり担当局長決裁)

(平成29年1月4日 市民協働局長決裁)

(平成29年9月29日 市民協働局長決裁)

(令和2年12月25日 市民協働局長決裁)

(令和3年12月10日 市民協働局長決裁)

### (目的)

第1条 この要綱は、女性の活躍促進及び男女共同参画の推進に理解と意欲があり、仕事と家庭の両立に配慮しながら、男女ともに働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる市内企業等を認証し、公表することにより、市内企業等における女性の活躍促進及び男女共同参画の普及推進を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内企業等 市内に本社・支店等を有する事業所、公益法人、NPO法人及び個人事業主のことをいう。
- (2) 推進リーダー 市内企業等において女性の登用や能力開発、仕事と家庭の両立など男女がともにその能力を十分に発揮し、働きやすい環境をつくることを推進することを目的として設置した役員又は管理職相当以上の職にある者をいう。
- (3) 更新 認証回数を1加算することをいう。

### (認証申請)

第3条 市内企業等のうち、女性の活躍促進及び男女共同参画の推進に理解と意欲があり、仕事と家庭の両立に配慮しながら、男女ともに働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる者は、岡山市女性が輝く男女共同参画推進事業所として市長の認証を受けることができる。

2 前項の認証を受けようとする市内企業等は、岡山市女性が輝く男女共同参画推進事業所認証新規申請書（様式第1号）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 岡山市女性が輝く男女共同参画推進事業所認証新規申請チェックシート（様式第2号）

(2) その他必要に応じて市長が指定する書類

(認証の要件)

第4条 前条の規定による認証の要件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 推進リーダーを置いていること。

(2) 労働基準法（昭和22年法律第49号）、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号。以下「男女雇用機会均等法」という。）、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）の関係法令を遵守するため、必要な措置が就業規則等に記載され、取組が行われていること。この場合における関係法令については、別表に定める。

(3) 女性の活躍促進及び男性・女性従業員の仕事と家庭の両立支援のための、次に掲げる取組が全て行われており、実際の取組内容がわかるもの（関係規程・行動計画・社内報・新聞記事等）について、書面で提出できること。

ア 育児・介護休業法に規定する育児及び介護について、支援措置等の内容を上回る制度の整備が各1つ以上行われていること。

イ 女性の活躍促進に関する取組が1つ以上行われていること。

ウ 仕事と家庭の両立支援に関する取組が1つ以上行われていること。

(4) 市税の滞納がないこと。

(5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ）、暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にある団体その他反社会的活動のおそれがある団体でないこと。

(認定証の交付)

第5条 市長は、第3条の申請書があった場合において、申請の内容を書面審査により審査し、当該申請に係る市内企業等が前条に規定する要件のいずれをも満たし、認証が適当と認めるときは、認定証（様式第3号）を交付する。

(推進リーダーの変更)

第6条 推進リーダーの氏名・役職が認証期間中に変更した市内企業等は、速やかに岡山市女性が輝く男女共同参画推進事業所 推進リーダー変更報告書（様式第4号）を提出しなければならない。

(認証の有効期間及びその更新等)

第7条 第3条第1項の認証の有効期間は、当該認証をした日から起算して2年とする。

2 前項の有効期間満了後、引き続き認証を受けようとする者は、その有効期間の更新を受けることができる。

3 前項の有効期間の更新を受けようとする者は、当該有効期間満了日の1月前までに岡山市女性が輝く男女共同参画推進事業所認証更新申請書(様式第5号)に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 岡山市女性が輝く男女共同参画推進事業所認証更新申請チェックシート(様式第6号)

(2) その他必要に応じて市長が指定する書類

4 前項に定める期限を過ぎて更新を希望する場合、有効期間満了日が属する月から起算して10月を経過した月の末日まで更新申請を行うことができる。この場合において、認証の有効期間は、当該認証をした日から起算して2年とする。

5 第4条の規定は、前3項の有効期間の更新について準用する。この場合において同条第3号ア中「各1つ以上行われていること。」とあるのは「各1つ以上行われており、かつ、直近の認証の有効期間においてその制度が利用されていること。ただし、当該制度が利用されていないことについて特別の理由があると市長が認める場合は、この限りでない。」と読み替えるものとする。

(認証の効果等)

第8条 認証による効果は、次のとおりとする。

(1) 市長は、市の実施する就職相談の機会等において、認証された岡山市女性が輝く男女共同参画推進事業所について広報を行う。

(2) 認証された市内企業等においては、岡山市女性が輝く男女共同参画推進事業所である旨の表示を用いることができる。

(3) 市内企業等における女性の活躍・男女共同参画を進めていくための情報源として、経営者・管理職向けの講座を開催し、推進リーダー宛に案内する。

(4) 岡山市ホームページでの認証企業名公表と取材協力企業の取組紹介を行う。

(5) 岡山市競争入札参加資格審査(建設工事部門)の格付の等級決定時に主観点数として加算を行う。

(6) 岡山市の発注する建設工事の総合評価一般競争入札において、評価項目として加

点を行う。

(7) 岡山市と包括協定を締結している金融機関において、低金利融資制度を利用できる。

(認証の取消し)

第9条 市長は、認証を受けた市内企業等が第4条に規定する認証の要件を欠くと認めた場合、その他不相当と認めた場合は、その認証を取り消すことができる。

2 前項の規定により認証を取り消された者は、速やかにその取消しに係る認定証を市長に返納しなければならない。

(資料の提出等)

第10条 市長は、この要綱の規定の施行に関し必要があると認めるときは、第3条第1項又は第7条第2項の規定により申請書を提出した者又は認証を受けた者に対し、資料の提出若しくは説明を求め、又は実地に調査することがある。

別表（第4条関係）

労働基準法第65条から第67条まで
男女雇用機会均等法第11条第2項
育児・介護休業法第5条から第9条の2まで
育児・介護休業法第16条の2及び第16条の3
育児・介護休業法第16条の8
育児・介護休業法第17条
育児・介護休業法第19条
育児・介護休業法第23条第1項及び同条第2項
育児・介護休業法第11条から第15条まで
育児・介護休業法第16条の5及び第16条の6
育児・介護休業法第16条の9
育児・介護休業法第18条
育児・介護休業法第20条
育児・介護休業法第23条第3項

## 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

- 1 この要綱は、平成29年1月4日から施行する。
- 2 この要綱は、平成29年10月1日から施行する。
- 3 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。
- 4 この要綱の施行の日前の申請に係る認証については、なお従前の例による。  
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。